

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

市議会議員として4年の任期の折り返しとなる今議会では、上水道事故の補償について、プラスチック資源循環法の取組について、デジタル商品券の導入についての3点お伺いいたします。

最初に、上水道事故の補償について質問を行います。

水道料金につきましては、昨年、原油価格、物価高騰により影響を受けている市民生活や事業者を支援するため、6か月間の基本料金を免除していただき、市民からは大変喜ばれています。

しかし、昨年の9月8日、赤垣内地区で送水管と配水管、9日に溝川地区で送水管の漏水があり、修理後の通水時、職員等の操作の不備から、広範囲にわたり水道水の濁りが発生し、9月12日の完全復旧まで日数を要し、その間、広報車による広報活動や給水体制も整っていない状況であり、また復旧の見通しもめどが立たなく、大きな混乱を来した結果、市民生活に多大な影響を及ぼし、特に商売をされている方々は休業を余儀なくされるなど、影響が拡大されました。

そこでお尋ねいたします。1点目、現在、本市の全給水戸数は何件となっているのでしょうか。また、今回の事故で影響のあった給水戸数は、概算でどのくらいあったのでしょうか。

次に2点目として、平成25年10月25日付の厚生労働省健康局水道課長通知では、事故災害等により水道施設が破損、故障するなど、断水等の被害があった場合、例えば、配水管破損事故、施設の障害、健康に影響を及ぼすおそれのある水質事故等については、速やかに報告を行うこととされています。

そこでお尋ねいたします。厚生労働省通知による報告はいつされたのでしょうか。

次に3点目として、今回の事故があって、岩出市水道事業給水条例の内容を見たいのですが、同条例第17条第3項では、給水の制限、停止、断水または漏水のための損害を生ずることがあっても、市はその負担を負わないとされています。

そこでお尋ねいたします。この条例第17条第3項の規定については、どのような取扱いとなっているのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

次に4点目として、今回の水道事故に対して、市民から補償の対象とならないの

かと問合せを多々いただいていたのですが、ようやく昨年12月になってから水道料金等補償申請ができるようになりました。

そこでお尋ねいたします。今回の補償申請ができるまで約3か月間の期間を要した理由をお伺いいたします。

次に5点目として、補償申請の締切日は2月28日までとなっていました。補償内容につきましては、水道料金等、給湯器等機器の清掃及び修繕、営業補償等、様々であると思います。

そこでお尋ねいたします。今回の補償申請は何件提出されたのでしょうか。また補償の見込額はそれぞれ損害内容ごとでどのくらいとなっているのでしょうか。

次に6点目として、上下水道局から補償に関するご案内では、補償金の支払いは三井住友海上保険株式会社または市からとなっていました。

そこでお尋ねいたします。今回の補償金は全て保険会社からの補償金による市の負担はないのでしょうか。また補償金の支払いは、直接保険会社から支払うことになるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 おはようございます。福岡議員、1番目のご質問、上水道事故（濁り水）の補償についての1点目、市の全給水戸数は、また今回の事故で影響のあった給水戸数は、についてお答えします。

市の全給水戸数は、令和5年2月末現在で2万5,041戸です。また、今回、濁り水が引き起こされたのは、紀泉台低区配水池からの配水を行う配水管であり、この配水管を経由して給水されている区域は約1万700戸です。この区域に濁りが発生した可能性があるため、影響のあった給水戸数は約1万700戸になります。

続きまして2点目、厚生労働省健康局水道課長通知による厚生労働省への報告は、でございますが、この報告につきましては、厚生労働大臣の認可による水道事業者に対して求められているものであり、岩出市水道事業は都道府県知事の認可であるため、厚生労働省への報告は行っておりません。今回の事故につきましては、和歌山県への報告を行っています。

続きまして3点目、岩出市水道事業給水条例第17条第3項の取扱いは、でございますが、今回の事故は漏水のため損害を生じたものではなく、漏水の修復の際、配水管における止水弁操作の不手際に伴い発生した濁り水のため損害を生じたものであり、給水条例第17条第3項の適用外となります。このため損害を生じた場合は、

市がその責任を負うこととなり、損害賠償保険についても適用されています。

続きまして4点目、補償申請ができるまで約3か月を要した理由は、でございますが、前例のない大規模な事故であり、補償方針の細部にわたる調整に時間を要したことに加え、できる限り保険適用を図る必要があり、保険適用の可否や保険適用範囲について、保険会社との折衝に時間を要したことによります。

続きまして5点目、補償申請の件数と補償の見込額は、でございますが、補償申請につきましても、2月末の締切り時点で339件の申請がありました。補償の見込額は多少変動する可能性があります。宅内放流水に関する水道料金等が245件で約80万円、給湯器等機器の清掃及び修繕が100件で約460万円、飲料水やクリーニング代等が45件で約30万円となっています。営業補償につきましても11件で、現在補償額について調整中です。また、補償とは別に、今回の事故の復旧に要した工事等の費用は約710万円となっています。

なお、水道料金等につきましても、補償申請による対応だけでなく、濁りが発生した可能性がある区域全体に、一律で3立方メートル相当分の補償を行います。下水道に接続されていれば、水道料金に加え、下水道料金も補償いたします。使用水量が基本水量以内の場合も補償いたしますが、下水道料金は補償の対象外です。また、使用水量がない場合や種別が公共用、臨時用の場合も補償の対象外となります。

続きまして6点目、補償金は全て保険会社から、また支払いは保険会社からか、でございますが、補償金につきましても、水道料金等、給湯器等機器の清掃及び修繕、飲料水やクリーニング代等、合わせた財物についての補償と営業補償に区分されますが、それぞれ1,000万円の上限額以内であれば、水道料金等を除き、保険会社の負担となります。水道料金等については、過去実績と比較して、使用料が増加している場合のみ保険適用となり、保険会社の負担となります。補償金につきましても、基本的に保険会社から市民へ支払いますが、水道料金等についての補償金だけの市民に対しては、市から市民に支払った後、保険適用分について、一括して保険会社が市に支払うこととなります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、当初、水道料金等補償申請に当たっては、根拠を示す書類が必要であることを理由に、前年度同月と直近3回の料金、使用量を記載することになっていました。しかし、私もそうですが、検針額等を保管している方は少ないと思い

ますし、水道料金のみ補償で資料がない方は水道局まで連絡して記入することが少なく、また上下水道局から補償に関するご案内では、過去の使用料より少ないものや基本料金使用量内のものは補償対象とならない場合がありますと記載されていたため、市民は基本料金内であることや補償が少額となることから、補償申請を行わないと話も聞いていました。

そのような中、令和5年2月に水道局から給水契約をされている方に対して、一律3立方メートルの相当分の補償を行いますとの案内があり、市民は手続不要で助かっていますが、市の方針が変更されたことに戸惑っている方もおられました。

そこでお尋ねいたします。水道使用量については、当初から水道局で把握できるのに、なぜ途中で一律補償を追加されたのかをお聞かせください。また、3立方メートル相当分の補償額は全部で幾らとなるのでしょうか。

2点目として、今回、補償申請が決定されるまでの期間が遅れたため、既に水道使用料が納付されていますが、水道料金の補償に伴い、どのような会計処理が生じるのでしょうか。また、同じく下水道使用料に関する会計処理についてもどのようなようになるのでしょうか。

3点目として、補償の申請期限が2月末でした。しかし、申請期間中に入院等特別な理由があって申請ができなかった方はどのような取扱いになるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○黒井上下水道局長 福岡議員、再質問の1点目、一律補償を追加した理由は、また3立方メートル相当分の補償額は、でございますが、水道料金等に関する補償につきましては、保険適用とするために宅内放流実績についての申請をしていただいた上で、過去の使用量より増加したという根拠データが必要となっていました。

ただし、申請受付を進める中で、申請が難しい方や過去の使用量より増加していないために保険適用外となる方も多く想定されることとなり、市民の方に差をつけずに対応するという観点から、一律補償を追加実施させていただきました。

3立方メートル相当分の一律補償についての補償額は約560万円となっており、振込または手渡しにより支払いを開始しています。

再質問の2点目、水道料金の補償に伴う会計処理は、また下水道使用料に関する会計処理は、でございますが、今回の一律補償に関する補償金については、水道使用料の納付とは区分して、全て水道会計からの支出として処理します。また、下水

道会計との会計処理につきましても、既に余分に排水された水については、下水道使用料として納付されており、補償金については水道会計から支出するため、2つの会計間における特別な会計処理は必要といたしません。

再質問の3点目、特別な理由があつて申請ができなかつた方の取扱いは、でございますが、補償申請につきましては、2月末を期限とさせていただいておりますが、何らかの事情により申請できなかつた方に対しては、聞き取りの上、補償対応させていただきます。ただし、民法における消滅時効の定めにより、3年間申請されない場合は無効と判断させていただきます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、2番目のプラスチック資源循環法の取組について質問を行います。

プラスチックは、その有用性から幅広い製品や容器包装に広く利用され、現在社会に不可欠な素材であること、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環型の促進等の重要性が高まってきています。そのため、国では多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、令和4年4月からプラスチック資源循環法が施行され、既に約1年が経過しました。その新法では、弁当容器や菓子袋など、容器包装と文房具やおもちゃなどを一括回収することを市町村の努力義務とする規定が設けられています。

そこでお尋ねいたします。市においては、この新法施行をどのように受け止め、どのように対応したのでしょうか。

次に2点目として、市では現在プラスチックごみ再資源化のため、分別収集に取り組んでいただいておりますが、分別が不十分であると聞いたことがあります。

そこでお尋ねいたします。新法施行によりプラスチックごみの回収方法について、今後変更はあるのでしょうか。また、変更がある場合は、どのようになるのでしょうか。

次に3点目として、製品の設計からプラスチックの廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組として、4Rあります。リデュース、製造のための消費する資源を減らすこと、リユース、使用済みの製品を繰り

返し使用すること、リサイクル、廃棄された製品を原材料等として利用すること、リニューアル、製造に使用する資源を再生が容易なものに置き換え、廃棄を前提としないものづくりをすることを促進するための措置を講じることとされています。

そこでお尋ねいたします。市では新法施行に伴い、市民や事業所への啓発はどのように行ったのでしょうか。

次に4点目として、国では新法施行に伴い、市町村が実施するプラスチック使用製品、廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費等について、特別交付税措置を講ずることとされています。

そこでお尋ねいたします。この特別交付税措置対象事業とはどのような事業が該当するのでしょうか。また、当市で行っている事業は該当する事業となっているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、プラスチック資源循環法の取組についてお答えします。

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などを契機として、いわゆるプラスチック資源循環法が施行され、その重要性については、市といたしましても認識しているところです。しかしながら、全国的に実施している自治体が少ないのが現状であります。今後、県内外の取組事例などの情報収集に努め、研究してまいります。

なお、ご質問の詳細については、担当の生活福祉部次長から答弁いたします。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員ご質問の2番目の1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、分別基準や収集方法、開始時期などについては、各自治体に対応が委ねられています。同法では、市区町村の役割として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化が定められていますが、現時点では再商品化の委託先となれる環境が整った事業者が近隣にない状況です。

以上のことから、現在、県内の自治体の取組状況などを情報収集しているところですが、今後の回収方法等については、分別の種類が増えれば、市民への負担や混乱を招くことなども考えられることから、拠点回収等も含め、慎重に研究していきたいと考えています。

次に、3点目の市民や事業所への啓発は、についてですが、プラスチックの資源循環に向けた取組については、プラスチック使用製品を設計・製造する事業者、販売・提供する事業者、そして使用する消費者、分別収集、再商品化を行う市区町村が一体に取り組む必要があります。

特に市の役割として、市民に対しては分別収集等の方針が決まり次第、改訂版ごみ分別冊子の全戸配布や市広報紙、市ウェブサイト、住民説明会等で啓発していきたいと考えています。また、事業所に対しては、ごみ減量化の訪問指導に合わせ、啓発に努めたいと考えています。

次に、4点目の特別交付税措置対象の事業とは、また市の事業は該当事業となるのかについてですが、特別交付税措置の対象事業となるには2つの方法があります。1つ目は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法と、2つ目は、市が再商品化計画を作成し、国の認定を受け、その認定、再商品化計画に基づき、再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法です。

今後は情報収集に努め、特別交付税措置の対象事業となるよう取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問いたします。

1点目として、令和2年7月からのレジ袋有料化から約3年が経過し、様々な啓発等により、スーパーやコンビニで買物をしていても、マイバッグを持参している方が多く、レジ袋を受け取らないことが一般的になってきているように思います。

そこでお尋ねいたします。令和3年度、市全体のプラスチック量はどのくらいの量となっているのでしょうか。また、令和2年度と比較して、どのように変化しているのでしょうか。そして、粗大ごみとして排出しているプラスチック製品は、今後本市としてはどのような分別になるのでしょうか。

2点目として、新法施行に伴い、市民や事業所への啓発についての答弁をいただきました。今後、本市として内容を精査しながら、排出抑制のための取組を行っていくことになるかと思えます。

そこでお尋ねいたします。本市として、今後のプラスチック廃棄物の排出抑制のための取組があればお答えください。

3点目として、先ほど特別交付税措置の対象事業をお伺いしましたが、本市の財政負担と交付税の措置について、どのような試算となるのでしょうか、お伺いいた

します。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の令和3年度のプラスチックの排出量はどうか、2年度と比較してどうかと、そして粗大ごみのプラスチック製品はどのように分別されるのかについて、お答えいたします。

現行の分別収集による令和3年度のその他プラスチックの排出量は年間で748.33トンであり、令和2年度と比較しますと15.14トンの減量となっています。

次に、粗大ごみのプラスチック製品は、についてですが、これまでのプラスチック製品の粗大ごみについては、プラスチック使用製品廃棄物と粗大ごみとに分類されることとなります。国の示す分別収集の手引では、プラスチック使用製品廃棄物は、衣装ケースや洗面器、ハンガーなどが例として挙げられ、ほとんどがプラスチックで構成されるものとされています。今後、市といたしましては、大きさや附属部品等、基準要件について定めていく必要があります。

次に2点目、今後のプラスチック廃棄物の排出抑制の取組は、についてです。

プラスチック廃棄物の排出抑制の取組については、事業者、消費者、国、地方自治体の全ての関係主体が連携する必要があります。市といたしましては、新法に基づく分別方法等について、市民に対して見える啓発に取り組むとともに、事業所に対しては、自主回収、再資源化の訪問啓発に取り組む必要があると考えております。

3点目、特別交付税措置の試算はどうなるのかについて、お答えします。

令和4年度の特別交付税措置の試算につきましては、市のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に係る質量に対し、省令で定められた単価を乗じた額の50%が措置されることとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に3番目のデジタル商品券の導入について質問を行います。

これまでのプレミアム商品券発行事業は、商工会が発行している紙のもので、その商品券は500円、1,000円の利用で釣銭が出ない仕組みとなっています。しかし、

近年のスマートフォンの普及、または国のDX推進やキャッシュレス化の推進に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、全国的にプレミアム付商品券のデジタル化が進んできています。この商品券のデジタル化では、1円単位で利用可能になり、非接触による感染症対策などに有効で、利用者の利便性が向上するだけでなく、商品券の印刷費や郵送料等の費用も節約でき、また利用状況に関するデータの即時取得等のメリットがあるほか、取扱いする事業者にもメリットがあると言われています。

そこで3点お尋ねいたします。1点目、消費者や事業者にもメリットがあると言われており、また接触を避けることができるため、新しい生活様式にも対応しながら、発行管理業務の効率化も図ることができるデジタル商品券事業について、市の見解をお伺いいたします。

次に2点目として、紙のプレミアム付商品券については、回収集計、換金など、煩雑な作業が必要となる上、先ほども申し上げましたとおり、商品券の印刷費や郵送料、また管理業務に必要な人件費などがかさむことが課題であると言われています。一方、デジタル商品券については、導入する事業所により異なると思いますが、初期費用ゼロ、利用料金は無駄がない、完全従量制で、短期でも利用できる柔軟性があり、導入においても手間がかからないとされています。

そこでお尋ねいたします。デジタル商品券を導入した場合の導入費と発行業務に伴う経費について、概算で結構ですので、それぞれどれぐらいの経費がかかるのでしょうか。また、導入にかかる期間はどのぐらい必要となるのでしょうか。

次に3点目として、先ほども申し上げましたが、全国的にプレミアム付商品券のデジタル化が進んでおり、特に隣接する和歌山市や紀の川市も既に導入しています。また、ある自治体が令和3年8月から9月に実施したデジタル商品券利用者の満足度調査では、デジタル商品券を利用して満足した市民は88%であり、今後、紙商品券とデジタル商品券のどちらを購入したいですかとの質問では、85%の方がデジタル商品券を希望されているとのアンケート結果が公表されていました。

そこでお尋ねいたします。利用しやすいとされているデジタル商品券の導入に向け、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 福岡議員ご質問の3番目、デジタル商品券の導入について、一括してお答えいたします。

岩出市における商品券事業は、新型コロナウイルス感染症により地域経済が低下していたことから、地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、岩出市商工会の事業として実施しました。

キャッシュレス化や非接触対応の観点から、デジタル商品券を導入した自治体もあり、議員ご指摘のとおり、利用者の利便性が向上したという意見もあったと聞いております。デジタル商品券の導入につきましては、加盟店側の初期費用は少額ですが、クレジットカード決済のように、決済手数料が必要であります。また、利用者と加盟店をつなぐ運用者においては、システム開発費や運用管理費などが高額であると聞いています。

和歌山市が実施した例では、発行総額27億8,500万円に対し、システム開発費や運用管理費、商品券販売対応業務、加盟店舗対応業務等の費用など、総額約3億6,000万円、また紀の川市においては発行総額2億2,500万円に対し、総額約3,400万円の費用を要したと聞いています。導入にかかる日数については、先行事例から4か月程度を要するものと、併せて聞いています。

デジタル商品券の導入については、岩出市においては直接商品券を発行しておらず、今後実施する予定は、現在のところございません。

また、岩出市商工会等において導入する場合に当たっては、市の補助金交付要綱に即した場合は支援は可能であると考えています。

さらに、キャッシュレス化は、本来、事業者で進めるものであると考えていますが、国や県の施策において支援事業があった場合は、事業者と協力して推進してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問させていただきます。

先ほどの答弁にありました商品券発行に対する費用についてですが、和歌山市は発行総額27億8,500万円に対し、約13%となる総額約3億6,000万円、紀の川市は発行総額2億2,500万円に対し、約15%となる総額約3,400万円の費用とお答えをいただきました。

岩出市においては、さきの紙の商品券の発行に伴う費用は幾らかかったのでしょうか。また、内訳もお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

岩出市において、紙の商品券の費用は幾らか、また内訳についてですが、令和3年度に実施しましたプレミアム付商品券事業経費は、発行総額5億円に対し、約8%となる総額4,295万9,345円です。その主な内訳ですが、商品券販売対応業務に875万円、商品券作成印刷業務に1,180万円、加盟店舗対応業務に720万円、商品券換金管理業務に760万円などです。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。